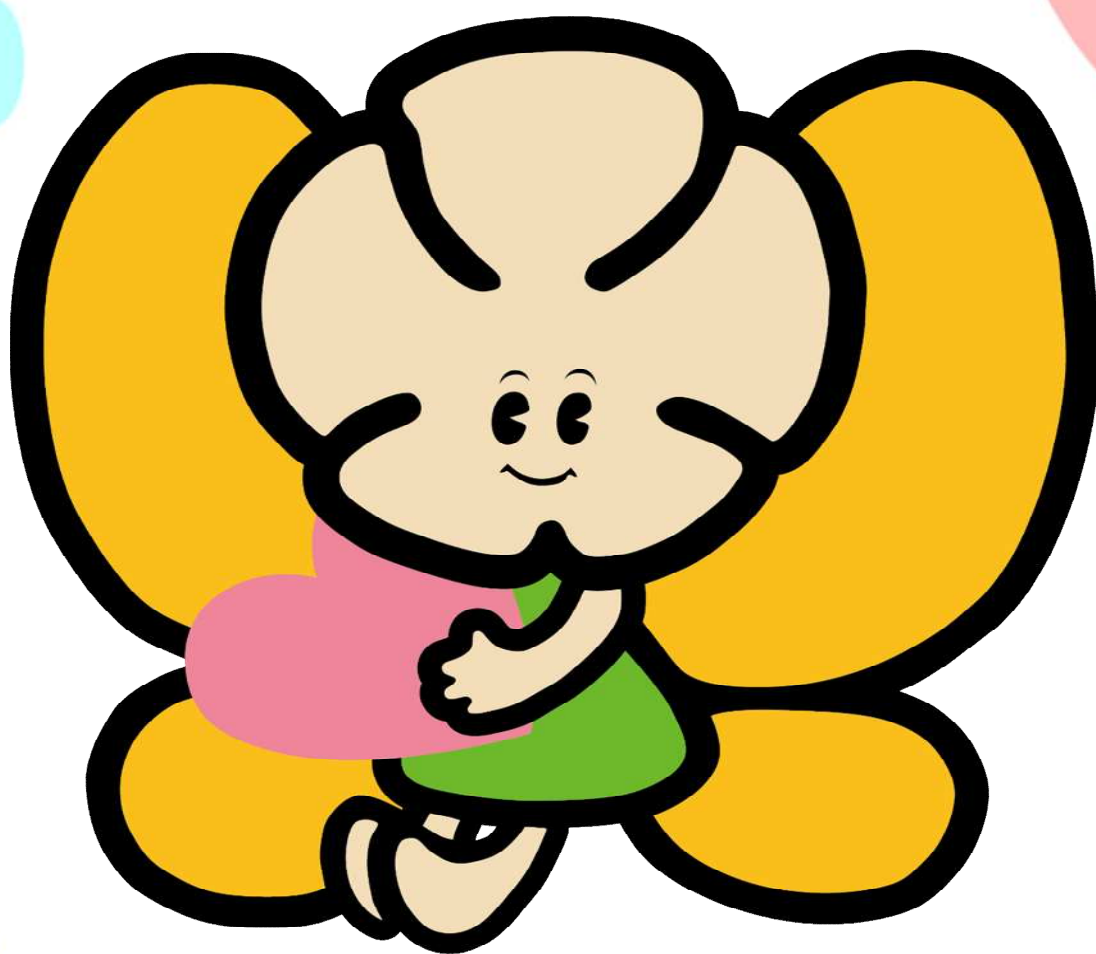


令和4年度  
出雲すみれ保育園 要覧



〒693-0021

出雲市塩冶町970-2

TEL 0853-24-1122

## 1、出雲すみれ保育園 保育理念・方針・目標

### ■保育理念

「心身ともにたくましい子どもをめざして」児童福祉法第1条に定める児童福祉の理念に基づき運営を行う子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てが出来環境を整える。  
集団の中で、一人ひとりの能力を最大限に発揮させ、豊かな人間性を持った子どもを育成する。

### ■保育方針

- ・保育に関わる者同士が協力したり、それぞれの専門性を発揮しながら、養護と教育の一体的な展開を図り、保育の内容の質を高め、充実させる。
- ・子どもの主体的な発達要求に応答する環境を豊かに整え、興味関心を持って環境にかかわり、チャレンジしたことへの充実感や満足感を味わわせ、年齢なりの心情、意欲、態度を養う。
- ・子どもの24時間の生活を視野に入れ、家庭との連携を密にして、積極的に子どもの発達過程に応じた育ちを築き、保護者の共感を得て養育力の向上を支援していく。
- ・子どもが育つ道筋や生涯教育を見据えた長期的な視野を持って、後伸びの力をつけ、小学校と情報交換をしたり、交流を密にしたりして積極的に連携していく。

### ■保育目標

- ・笑顔を絶やさず元気よく友だちと遊ぶ子どもを育てる。
- ・思いやりのある子どもを育てる。
- ・個性的な子どもを育てる。
- ・自分のことは自分でする子どもを育てる。
- ・仲間の中で自分の主張言うことができ、みんなで力を合わせることを大切にする子どもを育てる。
- ・自然に目を向けられる子どもを育てる。
- ・感動し、驚き、疑問をもち、考え、表現できる子どもを育てる。

### ■食育の推進

子どもの成長に合わせた手作りの食事

安心・安全な食事の提供

アレルギーや一人ひとりの個性に対応した食事を提供します。

- 「楽しく食べる」 ・人とのかかわり ・好きなものが増える
- 「健康づくり」 ・元気なからだ ・咀嚼能力の獲得 ・生活リズム
- 「食への興味」 ・栽培、収穫体験、クッキング  
・伝統的な行事や郷土の食事  
・季節感、旬を取り入れた献立

### ■保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況に応じて、保育を提供します。

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。

このため、保育園では、子どもが安心して楽しく毎日が過ごせるように、子ども一人ひとりの成長段階をふまえた計画を立て、環境を整えて保育をしています。

- 0歳児 特定の保育士と親密なかかわりを通して、信頼関係が芽生え、人とのかかわりを喜び、自発的に遊んだり自己主張を活発にできるようにします。
- 1歳児 一人ひとりの個性を大切に、甘えや依存の要求を満たし安心してゆったりとした雰囲気の下で快適に過ごします。
- 2歳児 保育士の見守りの中、基本的な生活習慣を身につけ、自分の思いを言葉で表現できるようにします。  
模倣やごっこ遊びを通して、友だちとのかかわりを広げていきます。
- 3歳児 保育士との安定した関係の中で、基本的な生活習慣を身につけていきます。  
生活や遊びを通し、いろいろな事を経験する中で友だちとの関わりを深めます。
- 4歳児 一人ひとりの個性を大切にしながら、様々な経験を通して意欲的に取り組んでいきます。
- 5歳児 一人ひとりの個性を大切にします。  
身近な動植物や自然事象への関心を深め、感動する心や命を大切にする気持ちを育てます  
自ら考え、行動する力を育てます。

### ■保護者に対する支援

保育士等の専門性や、保育所の特性を生かしながら、保護者の気持ちを受け止めつつ、保護者が子どもの成長に気づき子育ての喜びを感じられるように努めています。

## ■地域との連携

- 保健医療における連携
- 食育の取り組みにおける連携
- 障がい、発達上気になる子どもに関する連携
- 虐待防止等に関する連携
- 災害等の発生時における連携
- 図書館における移動図書館の連携
- お年寄りさんと触れあうための施設との連携

## ■保幼小連携

- 教職員同士の連携・協力体制の構築、合同研修の実施、子ども同士の交流等を通して、子どもの育ちや指導者支援方法をつなぐことによって、小学校での一人ひとりの子どもの学習や学校生活を充実したものにする。
- ・10月 オープンスクール ・11月～12月 交流会 ・11月就学時健診エスコート 等

## 2、施設の概要

### ■事業者

名 称	社会福祉法人出雲すみれ福祉会
所 在 地	出雲市塩冶町970-2
電 話 番 号	0853-24-1122
代 表 者 氏 名	理事長 石飛 昭文

### ■保育所の概要

施 設 の 名 称	出雲すみれ保育園
所 在 地	出雲市塩冶町970-2
連 絡 先	電話番号 0853-24-1122 FAX 0853-24-2265
管 理 者	園長 石飛 昭文
対 象 児 童	児童福祉法(昭和22年法律第164号)及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の定めるところにより、保育を必要とする小学生未就学前子ども
利 用 定 員	0歳児 10人 1歳児 10人 2歳児 10人 3歳児 10人 4歳児 10人 5歳児 10人
認 可 年 月 日	平成16年4月1日
事 業 所 番 号	3220301000197

### ■登園における施設・設備等の概要

#### (1)施設

敷 地	敷地全体	2985㎡
	園 庭	1126㎡
園 舎	構 造	木造1階建
	延べ床面積	795.75㎡

#### (2)主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳児室	1室	ひよこ組(0歳児クラス)
ほふく室	1室	りす組(1歳児クラス)
保育室	4室	うさぎ組(2歳児クラス) ぱんだ組(3歳児クラス) きりん組(4歳児クラス) ぞう組(5歳児クラス)
遊戯室(ホール)	1室	
調理室	1室	
多目的室	1室	
相談室	1室	
職員室	1室	
園長室	1室	

## ■職員の設置状況（令和4年10月1日現在）

	園長	主任保育士	副主任保育士	保育士	看護師
員数	1人	1人	1人	11人	2人
	栄養士	子育て支援員	事務員	※8月より子育て支援員1名 産前産後・育児休暇中	
員数	2人	1人	2人		

## ■保育時間

### (1)標準保育時間

7:30(開所)	8:30	16:30	18:30	25:00(閉所)
← 通常保育時間 →			延長保育	

### (2)短時間保育時間

7:30(開所)	8:30	16:30	18:30	25:00(閉所)
延長保育	← 通常保育時間 →		延長保育	

### (3)休日保育時間(日曜日、祝日) ※休日保育申込書が必要

7:30(開所)	8:30	16:30	18:30(閉所)
← 休日保育時間 →			

## ■休業日

年末、年始(12月30日～1月4日)

## 3、土曜保育・休日保育について

## ■土曜保育

本園では、乳幼児期のお子様の発達にとって、家庭で家族と一緒に過ごす時間は、とても大切だと考えています。家庭で安心して過ごせる時間は、お子様の情緒の安定や信頼感の形成など、子ども達の健やかな成長につながるものです。土曜日など、お仕事が休みの日や、早めのお迎えができる日などは、できるだけお子様と一緒に過ごしていただくことをお願いいたします。

## ■休日保育

休日保育申込書と休日保育用就労証明書によって事前申請が必要になります。用紙等については保育士にお尋ねください。

### 休日保育申込書

休日保育申込書										
令和 年 月 日										
出雲すみれ保育園										
園長	石飛 昭文 様									
下記の理由のため休日保育を申し込みます。										
保護者名	住所： 氏名： 印									
園児名・年齢	園児名 歳 ヶ月									
生年月日	平成・令和 年 月 日									
休日保育を申込み理由	父の理由： 就労 病気 その他( )									
	母の理由： 就労 病気 その他( )									
利用年月日(1ヶ月分)	令和 年 月									
平日に保育を利用しない日(1ヶ月分)	令和 年 月									
保育利用時間										
休日保育料 要 <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">捺 印</td> </tr> <tr> <td>受付者印</td> <td>主任</td> <td>園長</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	捺 印			受付者印	主任	園長			
捺 印										
受付者印		主任	園長							
金額 円										
集金方法 都度 まとめて										

### 休日保育用就労証明書

休日保育用就労証明書(申告書)	
保護者氏名 _____	
月	就労口： _____
就労場所	会社名： _____
	住 所： _____
	電 話： _____
就業時間	
日曜日：	時 分から 時 分まで
祝 日：	時 分から 時 分まで
上記の者の休日(日曜日及び祝日)の就労について、以上のとおり証明します。	
令和 年 月 日	
事業主(申告者) _____	
所長(捺印) _____	
代表者名(名前) _____ 印	
※この証明書(申告書)は、休日保育の利用に必要となります。	

休日保育用就労証明書は、  
保護者1人につき、1枚必要です

## 4、一月の保育日数について

当園は、休日(日曜日・祝日)も利用できることから、7日連続の保育の利用はできません。  
毎月、保育希望調査を行います。分かる範囲でよろしいので、記入し、期日までに提出ください。

### みほん②

6月保育希望日記記入表 (組) 園児氏名 \_\_\_\_\_ 保護者氏名 \_\_\_\_\_ 平成28年度

5月28日(木)までに提出してください。ご協力をお願いします。また提出される際は必ず一冊写しを取って置いてください。(保育園でもコピーします。)

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
				1 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	2 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	3 出・次 お弁当 登園( : ) 降園( : )
4 出・次 お弁当・おやつ持参 登園( : ) 降園( : )	5 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	6 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	7 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	8 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	9 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	10 出・次 お弁当 登園( : ) 降園( : )
11 出・次 お弁当・おやつ持参 登園( : ) 降園( : )	12 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	13 出・次 お弁当の日 登園( : ) 降園( : )	14 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	15 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	16 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	17 出・次 お弁当 登園( : ) 降園( : )
18 出・次 お弁当・おやつ持参 登園( : ) 降園( : )	19 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	20 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	21 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	22 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	23 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	24 出・次 お弁当 登園( : ) 降園( : )
25 出・次 お弁当・おやつ持参 登園( : ) 降園( : )	26 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	27 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	28 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	29 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	30 出・次 夕食 要・不要 登園( : ) 降園( : )	

※出・次のいづれかを○で記入してください。この資料は保育士の配置の目安になるものです。変更があった際は速やかに担当の保育士までご連絡ください。★登園・降園時刻をお知らせください。

※迎えの時間が標準予定を過ぎる場合は必ずご連絡ください。★夕食を希望される方は曜日のほうに○をつけてください。延長保育につきましては別紙を参照してください。6月13日はお弁当の日です。夜間保育も給食が安定するのでお弁当の準備をお願いします。

## 5、利用料等

### ■利用者負担(月額保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料を支払うこととなります

### ■実費に係る利用者負担金等(領収証の必要な方は申し出てください。)

	内 容	金 額	備 考
用 品 代	0～1歳児入所時	1610円～	帽子、連絡帳、お便りファイル
	2歳児入所及び進級時	1880円～	上記及びお道具箱セット等
	3歳以上児入所及び進級時	2425円～	上記及びなわとび、シール帳等
休日保育料	休日保育を利用した場合	1050円	4時間未満の利用
		2100円	4時間以上の利用
※制度の変更により、両親就労の場合は保護者の方より料金はいただきません。但し、その他のために預けられる場合は上記料金が発生します			
一時保育料	一時保育を利用した場合	900円	4時間未満の利用
		1800円	4時間以上の利用
※出雲市では一時保育の半日の基準を4時間未満としています。例えば、午後からの利用であっても4時間未満であれば半額となります。但し、4時間未満であっても給食を食べるのであれば1日分の料金になります。			
延長保育料	延長保育を利用した場合	300円	18:31～19:30
		400円	～20:30
		500円	～21:30
		600円	～22:30
		700円	～23:30
		800円	～24:30
		900円	～25:00
※短時間保育利用者は、前1時間、後1時間につき300円、以下1時間ごとに100円増額の延長料金がかかります。 ※夜25時(夜中の1時)が完全閉園の時間です。25時を過ぎられた場合は別途料金を集金させていただきます。(25:01～25:30 1000円 以下30分ごとに1000円増額)			
給食代	延長保育利用時の給食の提供	300円	1回につき
	2号認定子どもにかかる給食費	6000円	3歳以上児一月料金
	2号認定子どものうち、副食費が免除される子どもに係る給食費	1000円	3歳以上児一月料金

※上記とは別に、保護者会費があります。(入所児に限る)

## 6、利用の開始及び終了に関する事項

### ■利用の開始

出雲市が行う利用調整により内定が決まる。

### ■利用の終了

当園は、次の場合は、保育の提供を終了します。

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消した時。
- (2) 支給認定保護者から保育所利用の取り消しの申出があった時。
- (3) 市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めた時。

## 7、デイリープログラムと年間行事予定

### ■デイリープログラム

	0歳児クラス	1～2歳児クラス	3～5歳児クラス
7:30 開園	順次登園 健康観察(検温) 自由遊び	順次登園 健康観察(検温) 自由遊び	順次登園 健康観察(検温) 所持品整理 自由遊び
9:00	片付け おやつ(1歳以上)	片付け おやつ	片付け 朝の会
9:30	あそび	あそび・活動	様々な活動 あそび
10:30	離乳食(中期・後期) 睡眠		
11:00	離乳食(完了)	給食準備 給食	
11:30		歯みがき	給食準備 給食
12:00	睡眠		歯みがき
12:30		午睡	
13:00	睡眠	午睡	午睡
15:00	起床 体操(踊り) おやつ(1歳以上) 健康観察(検温) 歌の会	起床 体操(踊り) おやつ 健康観察(検温) 歌の会	起床 体操(踊り) おやつ 歌の会
16:00	あそび 順次降園	あそび 順次降園	帰りの会 健康観察(検温) あそび 順次降園
18:30	延長保育  順次降園	延長保育 夕食 順次降園	延長保育 夕食 順次降園
25:00:00 閉園			

※0歳児は、一人ひとりに合わせて、授乳、食事、睡眠をとります。

※5歳児の午睡は小学校入学前にはしなくなり、別室にて活動をします。



## ■年間行事予定

4月	入園・進級の会、保護者会総会	10月	親子運動会、内科健診
5月	5月節句の会、内科健診	11月	七五三会
6月	歯科検診	12月	発表会(3歳～5歳児)、歯科検診
7月	七夕会、夏祭りウィーク	1月	
8月		2月	節分会、ミニ発表会(1、2歳児)
9月	お月見会、お泊まり保育	3月	ひな祭り会、お別れ遠足、保育証書授与式

※毎月 誕生会、避難訓練、身体測定、ピアノ(5歳児)、よさこい踊り(3～5歳児)をしています。  
※近隣の中学校の職場体験、高校の保育実習、大学(短大)・専門学校の保育実習の受け入れも行って  
います。

## 8、入園に際してのお願い

### ■登園、降園、送迎に関すること

- 登園、降園時は必ず保護者の方の責任において送迎してください。お迎えがいつもと違う方の場合やいつもより遅くなる場合には、事前に連絡をください。
- しっかりと朝食をとり、9時までに登園しましょう。(園には朝食を持って来ないようにしましょう。)
- 毎日、健康状態(顔色、発熱、食事の量、便の状態等)をよく観察し、気になる事がある場合は保育士にお知らせください。
- ご家庭の都合又は病気などでお休みをされる時は、9時までにご連絡をください。また、お子様が病気の場合は、詳しくお知らせください。特に、感染症(麻疹・風疹・水痘・おたふく風邪・流行性結膜炎・インフルエンザ・RSウイルス・溶連菌等)の場合は、その旨も連絡をお願いします。
- 登園・降園時には、フェンス、及び玄関の鍵を必ず閉めてください。(お子様の安全の為)
- 登園・降園時に車から離れる際には、エンジンを止め、鍵をするか貴重品を必ずお持ちください。(以前、盗難事件がありました)
- 保育園、駐車場が道路に隣接していますので、送迎時には交通安全に十分に気をつけてください。
- 登降園管理システム  
登園時と降園時には、玄関に設置してあるiPadにおいて操作をお願いします。

### ■保護者の連絡先について

- 保護者の連絡先は常に明確にしておいてください。
- 出張、研修等で勤務先に不在の場合には、事前に連絡先を担任または事務室へお伝えください。
- 連絡は原則として「緊急時の連絡先」記載の順に連絡しますので、ご了承ください。
- 連絡先等に変更があった場合には、速やかにお知らせください。

### ■家族状況の変更について

- 家族状況に変更があった場合は、速やかに出雲市役所または、保育園に変更連絡をお願いします。

### ■保育園からの連絡等に関して

- 0歳から2歳児クラスは、保育での状況や家庭での状況を相互に連絡しあうために、「れんらくちょう」を活用します。体温、食事、遊び、排便状況等、お子さんの様子をできるだけ詳しく記入してください。気になることがある場合には、口頭でもお知らせください。
- 3歳以上児クラスにも、「れんらくちょう」を用意しています。必要に応じて家庭からの連絡事項を記入してください。
- 月に1回、園だより、保健だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項等をお知らせします。
- 日々の連絡もありますので、連絡帳やおたより等の確認をお願いします。
- 提出物は、必ず期限までに提出してください。

## ■持ち物等について

### ●毎日持ってくるもの

- ・通園かばん……手提げかばん(リュックはやめてください。)
- ・連絡帳……園指定の物を購入していただきます。
- ・手拭タオル……引っかけるヒモをつけてください。
- ・給食袋……縦25cm×横20cm程度の袋。中にコップ、歯ブラシを入れて毎日持ってきます。
- ・汚れ物入れ袋……ビニール袋に大きく名前を書いてください。忘れた時は園でお貸します。  
翌日には園に返すのも含めて持ってきて下さい。
- ・水筒……お茶を入れて持ってきてください。
- ・給食用エプロン(0, 1, 2歳児)……毎日清潔な物を持ってきてください。
- ・おむつ……かごの中に10枚程度あるようにしてください。
- ・ガーゼ、手口拭きタオル……3枚程度あるようにしてください。
- ・シール帳(3歳以上児)……子どもが毎日シールを貼ります。また、身体測定の記録を書きます。
- ・おたよりファイル……おたよりがある時に挟んでお渡します。翌日には持ってきておいてください。



### ●保育園に常備しておく物

- ・着替え……園の生活、活動で衣類が汚れることがありますので、着替え(上着、ズボン、下着)を各4枚ずつ位お預かりします。
  - \* 0, 1, 2歳児は保育園のかごに入れて保管します。
  - \* 3歳以上児は衣類袋を用意していただき、その中に入れて個人のロッカーにて保管します。(衣類袋…縦40cm×横30cm程度の物を用意してください。)
- ・午睡用布団……敷布団と夏場はタオルケット、冬場は毛布を持ってきてください。  
それぞれ前面に大きく名前を縫い付けてください。
- ・おしりナップ(0, 1, 2歳児)……排便の時に使います。
- ・哺乳瓶(0歳児)……1本保育園でお預かりします。

### ●その他

- ・汚れた服は毎日持ち帰ります。翌日、持ち帰った枚数分の補充をお願いします。
- ・3歳以上児の衣類袋は週末に持ち帰ります。中を点検し、補充して翌週初めに持ってきてください。(毎日のお迎え時にかご及び衣類袋の中を点検し、補充をお願いします。)
- ・午睡用布団は週1回持ち帰ります。シーツ・タオルケット・毛布等を洗濯して清潔にして持ってきてください。(但し、しらみ等発生したときには、毎日持ち帰って洗濯をお願いすることがありますのでご了承ください。)
- ・保育園のホームページにいろいろな写真を載せています。お子様の保育園での写真を載せることもありますので、あらかじめご了解いただきたいと思います。尚、載せて欲しくない方は申し出てください。
- ・入園の前には「入園前健康診断」を受けていただきます。
- ・ならし保育として、入園後の一週間位は原則として半日保育となります。お子様の様子を見ながら、徐々に時間を延ばしていきます。
- ・入園時提出していただく物

- \* 児童票
- \* 入園前健康診断個人票
- \* ハンドタオル2枚
- \* 雑巾2枚
- \* ティッシュ1箱





## 9、給食について

乳幼児期の健やかな心身の発達と成長のためには、毎日の食事が大切な役割をはたします。当園の給食は、入園している子どもの成長に合わせた手作りの食事を提供しています。乳幼児の栄養生理面、個人的な発達の特徴などの特性を理解し、安全面に充分配慮して実施しています。



### ■給食内容について

0歳児	2回食から離乳食を開始します。ミルク+離乳食、1歳以上+おやつ2回(午前9:30/午後3:30位)
1・2歳児	昼食+おやつ2回(午前9:30/午後3:30)
3歳児以上	昼食+おやつ1回(午後3:30)

### ■夕食について(別途料金をいただいています。利用料等の欄をご覧ください。)

事前の申し込みにより夕食を提供しています。家庭での夕食をイメージし、バランスの摂れた食事を心掛けています。

### ■給食の展示について

毎日の給食を展示しています。どうぞご覧ください。



### ■献立について

献立の内容は、月初めに献立表を配布いたします。材料の都合で変更することもあります。夕食との組み合わせなど、ご参考にしてください。

### ■お子様の栄養相談について

給食や栄養について、ご意見、質問等ございましたら、栄養士、調理員までご相談ください。

### ■アレルギー対応食について

- ・アレルギー対応食は、保護者からの申し出により医師の診断書や指示書に基づいて行います。
- ・給食の提供は、集団給食の中で除去食を基本とします。
- ・除去の状況や内容に変更があった場合は、指示書の再提出をお願いします。
- ・除去内容によっては、お弁当を作っていただくことがあります。
- ・除去食の対応を円滑かつ効果的に行うため、園長及び栄養士・調理員・看護師・担任は相互に十分連携し、協議しながら行います。

## 10、保健と健康管理について

### ■園で行う健康診断、諸検査について

項目	内容	回数及び時期
健康診断	内科健診	年2回(5月、10月)
	歯科検診	年2回(6月、1月)
身体測定	身長、体重	毎月1回

### ■保育中に具合が悪くなった場合には、保護者にお知らせします。

- 症状によっては、早めのお迎えをお願いします。
- 発熱の場合、38℃以上でお迎えをお願いします。  
(厚生労働省感染ガイドライン 参照)



### ■急な怪我の場合には、園にて病院へお子さんをお連れします。

医師の処置が必要と判断される場合は、保護者へ連絡の上、保育園で医療機関を受診します。保護者に連絡がとれない場合は、お子さんの身体の安全を優先させ、当保育園が責任を持って対処しますのであらかじめご了解願います。

受診後に、保険証を医療機関にお持ちいただくことになります。



## ■ 保育園での与薬について

保育園での与薬につきましては、医師の処方に基づく薬のみ行います。また、事故防止の為、毎日「薬の依頼書」に記入していただきますので、お手数ですがよろしくお願いいたします。

- 「薬の依頼書」に記入して、薬と一緒にファスナー等の袋に入れ、保育士に手渡しでお願いします。連絡帳にはさんだままだったり、依頼書が無い場合は投薬できません。
- 何の薬であるのかを確認します。1回分をお渡しください。
- 薬の袋にも必ず名前を書いてください。
- 慢性疾患、アトピー性皮膚炎などで、長期常用する薬がある場合は保育士・看護師に相談ください。
- 市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤、過去に処方された残りの薬はお預かりできません。  
(点眼薬、点耳薬、ぬり薬等も同じです。)
- 吸入などの医療行為は園では実施できません。

## みほん③

**薬の依頼書**

保育園名 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医師の診察を受けたこと、一記の通り調剤が処方されたこと、薬剤師の調剤したことを、

必要存続が認められ、又は、口で本人に説明し、

タテマ \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

住居住所 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_ (連絡先電話番号)

薬の名称 \_\_\_\_\_

薬の用途 \_\_\_\_\_ (薬名 用法 用量 用法 その他) \_\_\_\_\_

薬の種類 \_\_\_\_\_ (錠剤 水薬 その他) \_\_\_\_\_

与薬方法 \_\_\_\_\_ (食前 食後 随時(時々) その他) \_\_\_\_\_

依頼事項 \_\_\_\_\_

処方年月日	医師名(姓/名)	与薬時間	与薬量

※ 錠剤の服用法については、服用法等の記載が必要です。  
1回目は薬袋等の方で記載していただくようお願いいたします。

## ■ 伝染性感染症の疑いがある場合は、登園できません。

● 保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるようにしたいと考えています。そのため、下記の感染症について子どもの健康回復状態が集団での保育園生活が可能な状態となつてからの登園であるようにご配慮ください。厚生労働省の指導により「保育所における感染症ガイドライン」にそつて対応していますので、ご協力をおねがいします。

下記の出席停止になる感染症に関しては、医師の「登園許可証明書」が必要になります。各医療機関で証明をもらつてからの登園になります。提出をお願いします。

感染症名	登園のめやす
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
咽頭結膜熱 (プール熱、アデノウイルス感染症)	発熱、充血等の主な症状が消退した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	症状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157, O26, O111等)	医師により感染のおそれがないと認められるまで 無症状の場合、2回以上連続で便から菌が検出されなくなり、全身状態が良好になるまで

\* 受診結果については、速やかに保育園へ連絡してください。



●下記の感染症については「登園許可証明書」は不要ですが、必ず受診し、医師の診断に従って登園してください。

感染症名	登園のめやす
流行性角結膜炎(はやり目)	医師により感染のおそれがないと認められるまで
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24~48時間経過していること
伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹(ひしん)が乾燥していること。医師の指示に従う
突発性発疹	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
伝染性紅斑(りんご病)	全身状態が良いこと
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸症状が消失し、全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
带状疱疹	すべての発疹がかさぶたになってから
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること

\* 受診結果については、速やかに保育園へ連絡してください。

### ■予防接種について

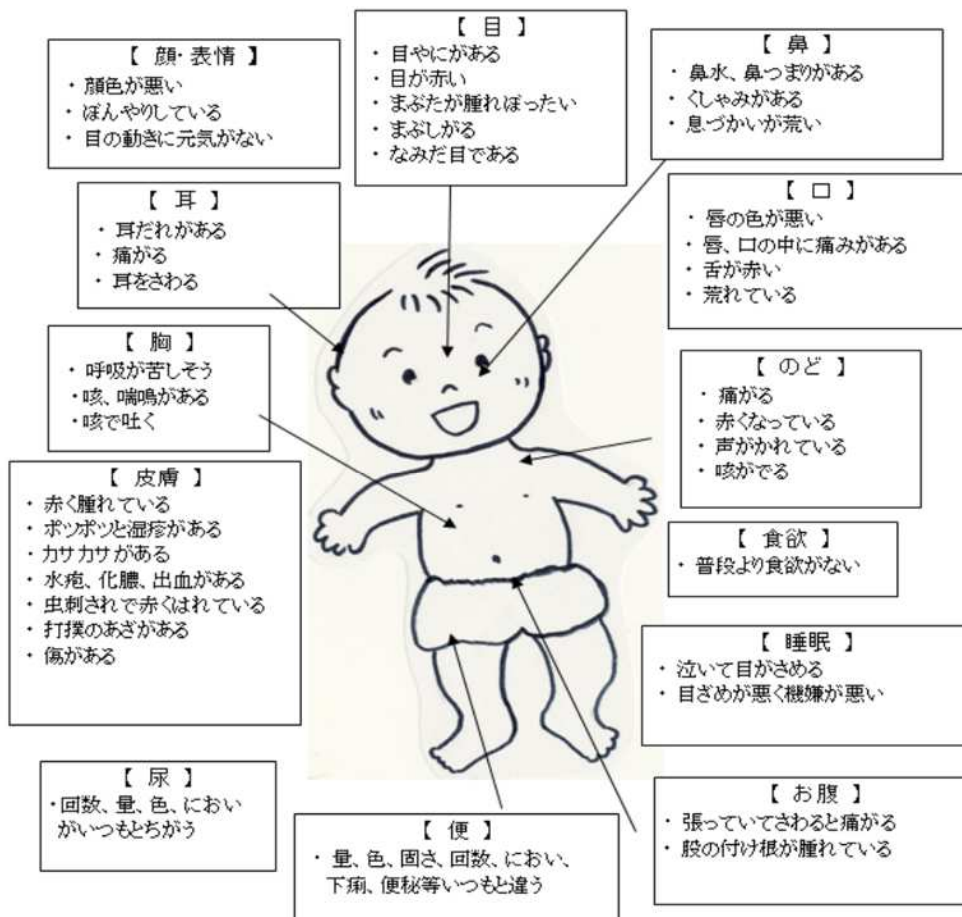
予防接種は体調の良い時に計画的にお受けください。予防接種を受けた後は、観察が必要ですので、ご家庭で保育できる時に接種を受けてください。接種後やむを得ず登園される場合は事前に相談ください。また、受けた予防接種の項目を園にもお知らせください。

### ■嘱託医

- 小児科 どれみクリニック 院長 羽根田紀幸先生  
住所 出雲市塩冶町1530-1 TEL 0853-21-1262
- 歯科 塩冶歯科診療所 院長 庄司 聖先生  
住所 出雲市塩冶有原4-79 TEL 0853-23-3205

<参考> 保育所における感染症ガイドラインより

◎子どもの症状を見るポイント



◎発熱時の対応

※ 発熱については、あくまでも目安であり、個々の平熱に応じて、個別に判断する。

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合	至急受診が必要と考えられる場合
<p>* 発熱期間と同日の回復期間が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・朝から37, 5℃を超えた熱とともに元気がなく機嫌が悪い。食欲がなく、朝食・水分が摂れていない</li> <li>・24時間以内に38℃以上の熱が出ていた又は解熱剤を使用している場合。</li> </ul> <p>* 1歳以下の乳児の場合(上記にプラスして)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平熱より1℃以上高いとき(38℃以上あるとき)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前日38℃を超える熱が出ていない</li> <li>・熱が37, 5℃以下で元気があり機嫌が良い。顔色が良い</li> <li>・食事や水分が摂れている</li> <li>・発熱を伴う発疹が出ていない</li> <li>・排尿の回数が減っていない</li> <li>・咳や鼻水を認めるが増悪していない</li> <li>・24時間以内に解熱剤を使っていない</li> <li>・38℃以上の熱は出ていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・38℃以上の発熱がある</li> <li>・元気がなく機嫌が悪い</li> <li>・咳で眠れず目覚める</li> <li>・排尿回数がいつもより減っている</li> <li>・食欲がなく水分がとれない</li> </ul> <p>※熱性痙攣の既往児は37,5℃以上の発熱がある場合は、医師の指示に従う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・38℃以上の発熱の有無に関わらず</li> <li>・顔色が悪く苦しそうなとき</li> <li>・小鼻がピクピクして呼吸が速いとき</li> <li>・意識がはっきりしないとき</li> <li>・頻繁な嘔吐や下痢があるとき</li> <li>・不機嫌でぐったりしているとき</li> <li>・けいれんが5分以上治まらないとき</li> <li>・3か月未満児で38℃以上の発熱があるとき</li> </ul>

◎下痢の時の対応

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合	至急受診が必要と考えられる場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間以内に2回以上の水様便がある</li> <li>・食事や水分を摂ると下痢がある(一日4回以上の下痢)</li> <li>・下痢に伴い、体温がいつもより高めである</li> <li>・朝、排尿がない</li> <li>・機嫌が悪く、元気がない</li> <li>・顔色が悪くぐったりしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染のおそれがないと診断されたとき</li> <li>・24時間以内に2回以上の水様便がない</li> <li>・食事、水分を摂っても下痢がない</li> <li>・発熱が伴わない</li> <li>・排尿がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事や水分を摂ると刺激で下痢をする</li> <li>・腹痛を伴う下痢がある</li> <li>・水様便が2回以上みられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元気がなく、ぐったりしている</li> <li>・下痢の他に機嫌が悪く食欲がなく発熱や嘔吐、腹痛を伴うとき</li> <li>・脱水症状と思われるとき</li> <li>・下痢と一緒に嘔吐</li> <li>・水分が摂れない</li> <li>・くちびるや舌が乾いている</li> <li>・尿が半日以上出ない(量が少なく色が濃い)</li> <li>・米のとぎ汁のような白色水様便が数回出る</li> <li>・血液や粘液、黒っぽい便のとき</li> <li>・けいれんを起こす</li> </ul>

◎嘔吐の時の対応

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合	至急受診が必要と考えられる場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・24時間以内に2回以上の嘔吐がある</li> <li>・嘔吐と同時に体温がいつもより高めである</li> <li>・食欲がなく、水分も欲しがらない</li> <li>・機嫌が悪く元気がない</li> <li>・顔色が悪くぐったりしている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染のおそれがないと診断されたとき</li> <li>・24時間以内に2回以上の嘔吐がない</li> <li>・発熱が見られない</li> <li>・水分摂取が出来、食欲がある</li> <li>・機嫌が良く元気である</li> <li>・顔色が良い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・咳を伴わない嘔吐がある</li> <li>・元気がなく機嫌、顔色が悪い</li> <li>・2回以上の嘔吐があり、水を飲んでも吐く</li> <li>・吐き気が止まらない</li> <li>・お腹を痛がる</li> <li>・下痢を伴う嘔吐がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘔吐の回数が多く顔色が悪いとき</li> <li>・元気がなく、ぐったりしているとき</li> <li>・水分が摂取出来ないとき</li> <li>・血液やコーヒーのかすのような物を吐いたとき</li> <li>・頻回の下痢や血液の混じった便が出たとき</li> <li>・発熱、腹痛の症状があつとき</li> <li>・脱水症状と思われる時</li> <li>・尿が半日以上出ない</li> <li>・落ちくぼんで見える目唇や舌が乾いている</li> <li>・張りのない皮膚や陰囊</li> </ul>

◎咳の時の対応

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保護者への連絡が望ましい場合	至急受診が必要と考えられる場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・前日に発熱がなくても夜間しばしば咳の為に起きる</li> <li>・喘鳴や呼吸困難がある</li> <li>・呼吸が速い</li> <li>・37, 5以上の熱を伴っている</li> <li>・元気がなく機嫌が悪い</li> <li>・食欲がなく朝食・水分が摂れない</li> <li>・少し動いただけで咳が出る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前日38℃を超える発熱は出ていない</li> <li>・喘鳴や呼吸困難がない</li> <li>・続く咳がない</li> <li>・呼吸が速くない</li> <li>・37, 5℃以上の熱を伴っていない</li> <li>・機嫌がよく元気がある</li> <li>・朝食や水分が摂れている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・38℃以上の発熱がある</li> <li>・咳があり眠れない</li> <li>・ゼイゼイ、ヒューヒュー音がして苦しそうなとき</li> <li>・少し動いただけでも咳が出る</li> <li>・咳とともに嘔吐が数回ある</li> </ul>	<p>以下の場合、緊急受診が必要です</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼイゼイ、ヒューヒュー音がして苦しそうなとき</li> <li>・犬の遠吠えのような咳が出る</li> <li>・発熱を伴い(朝は無し)息づかいが荒くなったとき</li> <li>・顔色が悪く、ぐったりしているとき</li> <li>・水分が摂取できないとき</li> </ul> <p>* 元気だった子どもが突然咳き込み、呼吸が苦しようになったとき</p>

◎発しんの時の対応

登園を控えるのが望ましい場合	保育が可能な場合	保育中に症状がある時には保護者に連絡し、受診が必要と考えられる場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発熱とともに発疹があるとき</li> <li>・今までになかった発疹が出て、感染症が疑われ、医師より登園を控えるよう指示されたとき</li> <li>・口内炎の為食事や水分が摂れないとき</li> <li>・とびひ</li> </ul> <p>顔等で患部を覆えないとき 浸出液が多く他児への感染のおそれがあるとき かゆみが強く手で患部を掻いてしまうとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診の結果、感染のおそれがないと診断されたとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 発疹が時間とともに増えたとき</li> <li>・発熱してから数日後に熱がやや下がるが、24時間以内に再び発熱し赤い発疹が全身に出てきた。熱は一週間位続く(麻疹)</li> <li>・微熱程度の熱が出た後に、手の平、足の裏、口の中に水疱がでる。膝やおしりに出ることもある(手足口病)</li> <li>・38℃以上の熱が3~4日続き下がった後、全身に赤い発疹が出てきた(突発性発疹)</li> <li>・発熱と同時に発疹が出てきた(風疹、溶連菌感染症)</li> <li>・微熱と両頬にりんごのような紅斑が出てきた(伝染性紅斑)</li> <li>・水疱状の発疹がある。発熱やかゆみは個人差がある(水痘)</li> <li>* 食物アレルギーによるアナフィラキシー</li> <li>・食物摂取後に発疹が出現し、その後消化器官や呼吸器に症状が出現した場合は至急受診が必要</li> </ul>



## 11、緊急時における対応及び非常災害対策

保育の提供中に、健康状態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。保護者の方と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行います。

非常時の対応	別に定める、消防計画により対応します。																
園舎の耐火構造	耐火建築物																
防災設備	<table border="0"> <tr> <td>・自動火災報知機</td> <td>(有)</td> <td>・誘導灯</td> <td>(有)</td> </tr> <tr> <td>・ガス漏れ報知器</td> <td>(有)</td> <td>・非常警報装置</td> <td>(有)</td> </tr> <tr> <td>・非常用電源</td> <td>(有)</td> <td>・スプリンクラー</td> <td>(有)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理</td> </tr> </table>	・自動火災報知機	(有)	・誘導灯	(有)	・ガス漏れ報知器	(有)	・非常警報装置	(有)	・非常用電源	(有)	・スプリンクラー	(有)	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			
・自動火災報知機	(有)	・誘導灯	(有)														
・ガス漏れ報知器	(有)	・非常警報装置	(有)														
・非常用電源	(有)	・スプリンクラー	(有)														
・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理																	
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。																
地域防災拠点	塩冶コミュニティーセンター																
広域避難場所	塩冶幼稚園、塩冶小学校、塩冶コミュニティーセンター、島根大学医学部																
その他	神前東児童公園																

### ■管轄する消防署

消防署名	出雲消防署
所在地	出雲市渡橋町253-1
電話番号	0853-21-6926

### ■管轄する警察署

警察署名	出雲警察署
所在地	出雲市塩冶有原町2丁目19
電話番号	0853-24-0110

### ■緊急時の連絡方法について

災害時は

- ・園より保護者の方に一斉メール
- ・保育園入口に掲示
- ・個々の保護者に電話連絡

いずれの可能な手段にて、園児の安否及び避難場所をお知らせします。

\* 入園の際に保護者の方のメールアドレスをお預かりします。お預かりした情報は目的以外には使用しませんのでご了承ください。

☆AEDを設置しています。緊急時使用する場合があります。

## 12、保育園へのご意見・ご要望・苦情への対応について

保育サービスの向上をはかるため、ご意見・ご要望・苦情等のご相談の窓口を設置しています。お気づきの点がございましたら、受付担当者・解決責任者へのご連絡をお願いします。受け付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

苦情解決責任者	園長 石飛 昭文	
受付担当者	主任保育士 岡田 真弓	
電話番号	0853-24-1122	
第三者委員	草竹 兼司	0853-81-1151
	寺本 聖	0853-24-1014
運営適正化委員会	0852-32-5913	

\* 玄関に「意見・要望・苦情申出用紙」を設置しています。ご使用ください。

## 13、個人情報の取り扱いについて

当園では、個人情報の取り扱いについて定められた法令等を遵守するとともに、下記の個人情報保護規程に従って個人情報の重要性を認識しプライバシーに配慮した適切な取扱いをいたします。

【社会福祉法人出雲すみれ福祉会 個人情報保護規程より】

### ■個人情報の取り扱い

運営上必要な範囲内で、かつ、適正で公正な手段により個人情報を取得します。  
(取得方法の例)

- ・入園にあたり、提出いただく書類等にご記入・ご提出いただくことによる取得
- ・お問い合わせへ対応するために電話の内容を記録することによる取得 等

### ■個人情報の利用目的

取得した個人情報を、次の目的に必要な範囲を超えて利用しません。また、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、掲示等により公表します。

\* 日常の保育を実施するにあたって必要な範囲での利用、管理  
(利用の例)

- ・ロッカー、お誕生表、お誕生日カード、連絡帳、下駄箱、おたより等への記名
- ・児童の健康管理に伴う園の嘱託医、歯科医への情報提供
- ・在園児保護者に配布する園からのおたより、クラスのおたより等、保育に関する園内書類への掲載等

\* 当法人が取り扱う保育サービスの案内、それに付帯・関連する各種案内、提供および管理

\* 問い合わせ、依頼等への対応

\* その他保護者の皆様との連絡・連携を適切かつ円滑に履行するため利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、保護者の同意を得るものとします。

### ■個人データの第三者への提供

以下の場合を除き、保護者の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- \* 個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合
- \* 当法人の運営遂行上必要な範囲内で、行政機関等に提供する場合

☆個人情報保護法第16条第3項

一 法令に基づくとき

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

## 14、その他

### ■独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」の加入

「災害給付制度」は、保育園の管理下(登園中・降園中も入ります)での児童の災害(負傷、疾病、傷害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付(医療費・障害見舞金又は死亡見舞金の給付)を行う、互助共済制度です。(保護者様のご負担はありません。)

この制度は、独立行政法人スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

☆災害共済給付制度の特色☆

- ・保育園の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- ・保育園の責任において提供した食物による0-157等の食中毒、熱中症や突然死も給付の対象となります。

### ■賠償責任保険の加入

保険の種類	傷害保険
保険の内容	保育園の責任で起きた事故に対する賠償保険
保険金額	1,040,000 円